

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益社団法人高知県理学療法士協会定款の抜粋

(報酬等)

第 28 条 本法人における理事及び監事については、無報酬とする。但し、別に定める旅費規程並びに会議費規程に基づく支給は妨げない。

定款の定めにより理事及び監事の報酬は以下に定める。

役 職	報酬額
代表理事	無報酬
理 事	無報酬
監 事	無報酬